20　重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

21　連結配当規制適用会社（会社計算規則第２条第３項第５５号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

22　収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第４４４条第３項に規定するもの以外の株式会社にあっては、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。また、次に掲げる事項が記載注意４に掲げる注記すべき事項と同一である場合においては、次に掲げる事項の注記を要しない。

(1)　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）

(2)　収益を理解するための基礎となる情報（ただし、個別注記表に注記すべき事項が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）

(3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）

23　国際最低課税額に対する法人税等に関する注記は、法人税等の金額に当該事業年度に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額（重要性の乏しいものを除く。）を含めて表示する場合における当該金額とする。

24　その他の注記は、３から23までに掲げるもののほか、貸借対照表等により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。